

## 第19 連結散水設備

### 1 配管

規則第30条の3第3号によるほか、次によること。

(1) 配管の充水●（開放型散水ヘッドを用いる場合を除く。）

配管内は、速やかな送水及び配管の腐食防止等のため、補助高架水槽により常時充水しておくほか、次によること。

ア 補助高架水槽の容量は0.5m<sup>3</sup>以上（呼び径25A以上の配管により自動的に給水できる装置を設けた場合は0.2m<sup>3</sup>以上）とし、主管に連結する配管の口径は、40A以上とすること。

イ 補助高架水槽の材質は、鋼板又は合成樹脂（火災等の被害を受けるおそれの少ない箇所（「第2 屋内消火栓設備」3(1)ア(イ)bをいう。）に設ける場合）とし、吐出部直近には止水弁、逆止弁及び可撓継手を設けること。

(2) 配管の口径等

ア 配管は専用とすること。

イ 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いる場合の配水管又は枝管の口径は、第19-1表によること。この場合、枝管に取り付けるヘッドの数は、配水管から片側5個を限度とすること。

第19-1表 閉鎖型スプリンクラーヘッドを設ける場合

ヘッドの取付個数	2個以下	3個以下	5個以下	10個以下	20個以下
配管の呼び径（A）	32以上	40以上	50以上	65以上	80以上

(3) 損失水頭は、送水口のホース接続口から配管の末端ヘッドまでの損失水頭にヘッドの吐出水頭を加算して100m以下となるようにすること。この場合における開放型散水ヘッドの放水圧力及び放水量は、それぞれ0.5MPaで、かつ、180ℓ/min以上とすること。

(4) 送水口の直近の配管には、逆止弁及び止水弁を設けること。●

(5) 金属製管継手及びバルブ類にあっては、「第2 屋内消火栓設備」4(2)クを準用すること

(6) 合成樹脂製の管及び管継手の使用

次のすべてに適合する場合は、令第32条の規定を適用し、合成樹脂製の管及び管継手を使用することができる。

ア 「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成13年消防庁告示第19号）第3第1号の表のうち屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備の配管に係る試験に合格していること。

イ 設計送水圧力を上回る耐圧性能（最高使用圧力）を有していること。

ウ 地中埋設部分に設けること。

(7) 上記によるほか、「第2 屋内消火栓設備」4(1)並びに(2)ウ(エ)、エからカ、ケによること。

### 2 送水口

(1) 機器

- ア 規則第30条の3第4号ハに規定する送水口の結合金具は、差込式のものとすること。
- イ 規則第30条の3第4号に規定する送水口は、スプリンクラー設備等の送水口の基準（平成13年消防庁告示第37号）に適合したものであること。

なお、原則として、認定品とすること。●

- ウ 送水口のホース接続口は、各送水区域ごとに設けること。ただし、次の(ア)及び(イ)に該当する場合は、この限りではない。

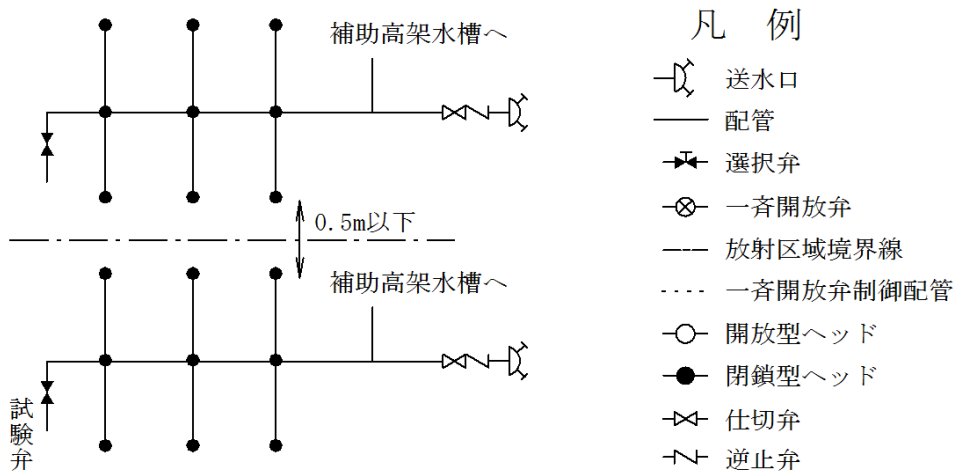
- (ア) 任意の送水区域を選択できる選択弁を設けてあること。
- (イ) 各送水区域が耐火構造の壁、床及び特定防火設備である防火戸で区画されていること。

(2) 位置

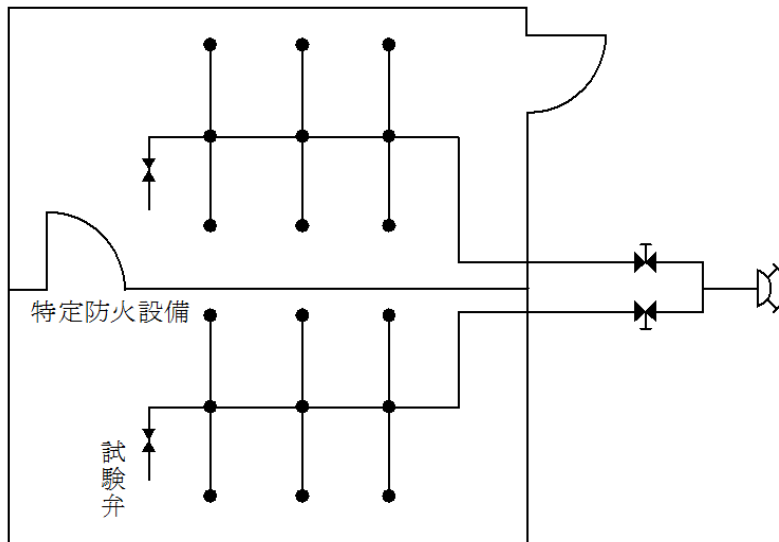
送水口の設置位置は、前面道路等から容易に識別できる地階に至る出入口付近で、かつ、消防ポンプ自動車容易に接近して送水操作ができる位置とすること。

(3) 連絡装置

規則第12条第1項第8号の対象となる防火対象物にあっては、送水口付近に防災センターと連絡可能な通話装置（インターホン等）を設けること。●



第19-1図 各送水区域を防火区画しない場合

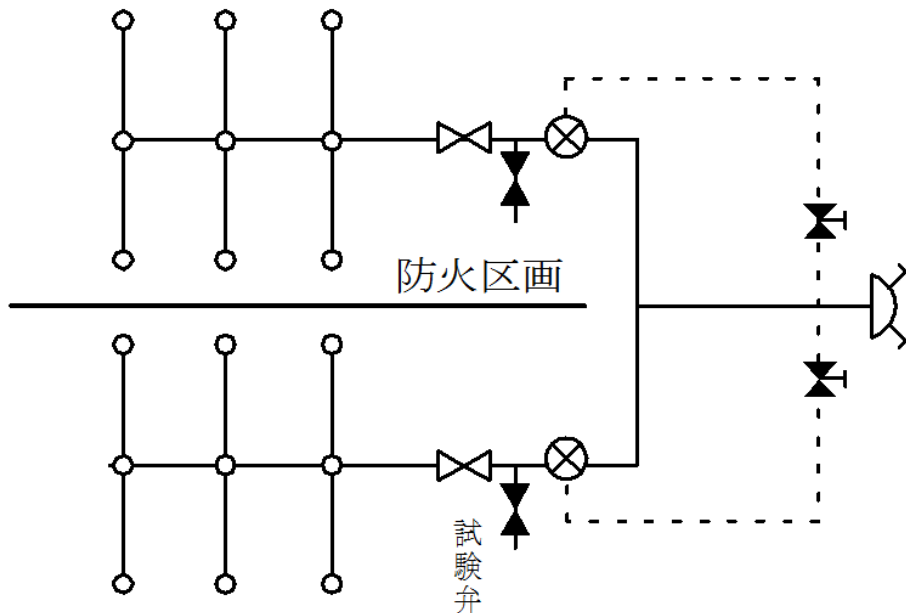


第19-2図 各送水区域を防火区画する場合

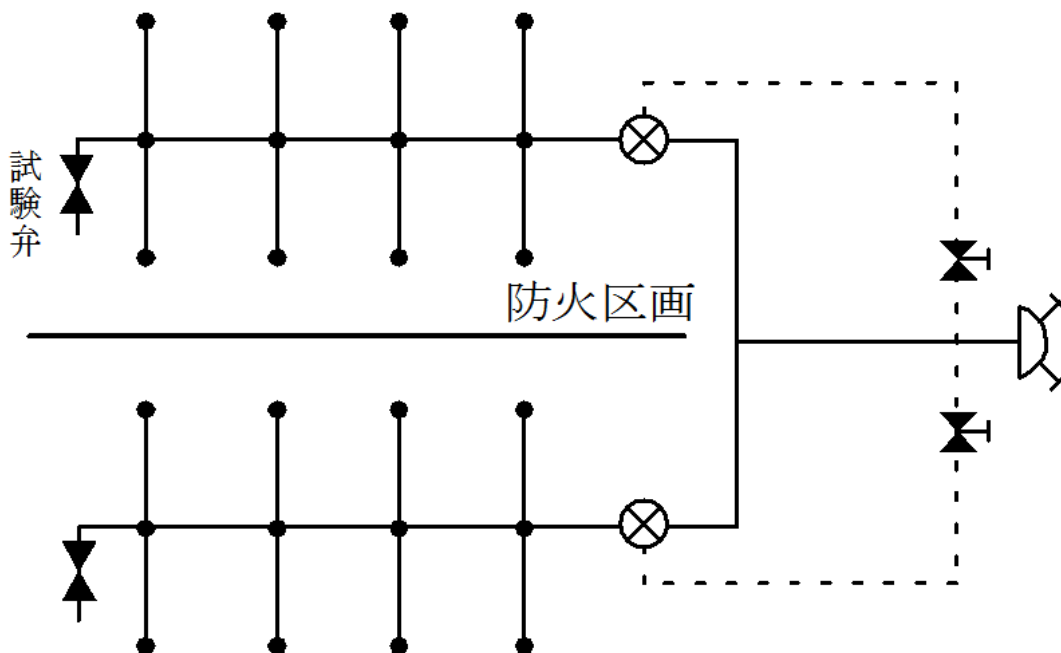
### 3 選択弁

2(1)ウ(ア)により設ける選択弁は、次によること。

- (1) 一斉開放弁を制御する選択弁を用いる場合にあっては、送水区域に放水することなく一斉開放弁の作動試験ができるものであること。
- (2) 選択弁及び一斉開放弁は、火災の際延焼のおそれの少ない場所で、点検に容易な位置に設けること。



第19-3図 開放型ヘッドを用いる場合



第19-4図 閉鎖型ヘッドを用いる場合

### 4 散水ヘッド

- (1) 規則第30条の2第2号から第5号までに掲げる散水ヘッドを設けることを要しない部分の運用

については、「第3 スプリンクラー設備」11(1)アからオまでをそれぞれ準用すること。

- (2) 散水ヘッドは、閉鎖型散水ヘッド又は閉鎖型スプリンクラーヘッド（閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令に定める標準型スプリンクラーヘッド(小区画型ヘッドを除く。)とし、感度種別は、2種のものに限る。)を用いること。●

ただし、次のいずれかに該当する場所にあつては、開放型散水ヘッドを用いることができる。なお、開放型散水ヘッドは開放型ヘッドの基準（昭和48年消防庁告示第7号）に適合したものと、原則として認定品とすること。

- ア 散水ヘッドの取り付け面の高さが床面から8 m以上となる場所  
イ 大規模な空間を有し、一斉散水による消火の方が適当な場所

## 5 散水ヘッドの設置位置及び送水区域

- (1) 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるもの

「第3 スプリンクラー設備」12(1)及び(2)アからオを準用するほか、次によること。（第19-1図、第19-2図参照）

- ア 各送水区域が接する部分のヘッドの間隔は、「第3 スプリンクラー設備」14(3)ウの例によること。ただし、各送水区域を耐火構造の壁、床又は特定防火設備である防火戸で区画した場合は、この限りではない。  
イ 送水区域の末端には、規則第14条第1項第5号の2イからハまでの規定及び「第3 スプリンクラー設備」9 ((4)を除く。)の例により末端試験弁を設けること。

- (2) 開放型散水ヘッドを用いるもの

(1)アによるほか、配置形ごとの散水ヘッド間隔は、次の数値を参照すること。●

- ア 正方形に配置する場合 5.2m  
イ 長方形に配置する場合 7.4m

## 6 表示

- (1) 送水口には次の例により標識を設けること。●



大きさ：30cm×10cm 以上  
文字：3cm 平方以上  
色：赤地、白文字

- (2) 送水口付近には、ヘッド種別（開放型又は閉鎖型）、各送水区域、選択弁及び送水系統等を明示した大きさ30cm×30cm以上の標識板を設けること。●  
(3) 選択弁設置位置には、当該弁である旨及び受持ち送水区域を明示した標識板を設けること。